

佐賀市内の保育施設をご利用の保護者の皆様へ

佐賀市長 秀島 敏行
(公印省略)

佐賀市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドラインについて

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

佐賀市では、台風や集中豪雨などによって人的被害が発生するおそれが高まったときに、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示といった避難情報を発令します。(※災害対策基本法の改正により「避難勧告」が廃止されるなど文言が変わりました。)

特に、乳幼児につきましては、高齢者や障がい者などとともに、避難行動に時間を要することから、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された時点で、避難行動を開始することが求められております。

このことを踏まえ、佐賀市内に避難情報が発令された場合の保育認定子どもにかかる対応について、平成30年度にガイドラインを作成しております(令和元年度及び3年度に一部改訂)。

お子様の通う保育施設が所在する小学校区内に佐賀市から警戒レベル3～5の避難情報が発令された際は、下表のガイドラインに則して対応させていただきますので、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	対応すべき 保育施設	保育施設の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設 ※お子様の通う施設がどの小学校区内にあるのか、確認をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・休園します。 いずれの発令区分でも、乳幼児は避難しなければならない状況であるため、休園とします。また、開園前に発令が解除された場合でも、しばらくは避難が差し迫った状況ですので、休園とします。 ・園は、休園の連絡に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	対応すべき 保育施設	保育施設の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設 ※お子様の通う施設がどの小学校区内にあるのか、確認をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外の安全な場所に園児を避難させます。 ・園は、状況の連絡に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。 ・保護者の方は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いいたします。

【問合せ先】

佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 TEL : 40-7290